

諮問実施機関：滋賀県知事（自然環境保全課）

諮問日：平成25年2月8日（諮問第13号）

答申日：平成25年12月17日（答申第13号）

事件名：「平成〇年〇月〇日付け〇〇寺の自然公園法違反の件（異議）申立書及びその回答書」の不開示決定に対する異議申立て

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成24年12月19日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日付け〇〇寺の自然公園法違反の件（異議）申立書及びその回答書」に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、「請求のあった申立書については、自然環境保全課は収受しておらず、申立書に対する回答の公文書も作成していない。そのため、請求のあった文書は存在しない。」として、条例第19条第2項の規定に基づき、平成25年1月4日付けで不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、同日付けで異議申立人に対し通知を行った。

3 異議申立て

平成25年1月9日、異議申立人は、本件不開示決定にかかる処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年2月8日付け滋自第73号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨（異議申立人の主張要旨）

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、請求情報を公開せよとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 申立書は、平成〇年〇月〇日申立人が県庁で副参事門地喜代春に手渡し、滋賀県は収受した。また、滋賀県は収受の後、申立人に「自然環境保全課の考え」なる文書を交付したので、文書は存在するはずである。

イ 滋賀県は個人情報不開示決定通知書で、本件自然環境保全課長あて文書を、「自然環境保全課は収受していない」、「申立てに対する回答の公文書も作成していない」、「そのため請求文書は存在しない」と不開示の理由を述べるが、収受していない文書に、自然環境保全課職員の署名した「自然環境保全課の考え」なる語句が記載され、申立人がそれを受領しているとは滋賀県の七不思議である。これを広く県民に知らしめるので、滋賀県は「収受していないのか」、「回答文書を作成していないのか」、「回答文書を交付していないのか」について明確な答申を求める。

ウ 文書を提出したところそれを課長席の方にもって行って、その後、返されたが、「自然環境保全課の考え」が書かれていたので、課長などの決裁を得て出すのが当たり前で、原本は県がもって、コピーを渡すのが一般的であり、県に文書が存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 ○○寺に対する自然公園法違反に対する指導について

現在、実施機関は、○○寺が所有する信徒会館横のトイレ、鐘楼堂、消防ポンプ小屋、入山受付小屋および灯籠等が、自然公園法上の許可を得ていないものであるとして、○○寺に対し、是正措置を講じるよう指導を行っているところである。

2 保有個人情報の不開示決定について

実施機関が行った非開示決定は妥当であり、その理由は次のとおりである。

異議申出人は、○○寺の自然公園法違反について、実施機関（自然環境保全課）からは是正に向けた指導を行うよう求めていた。実施機関は、現地調査を行い○○寺に対して、平成24年4月20日付けで違反物件を是正するよう文書で指導するとともに、寺檀家総代

へも是正に向けた指導を行ってきた。

異議申立人は、平成〇年〇月〇日に自然環境保全課長あての文書を持参し、自然環境保全課職員門地喜代春他1名が対応した。異議申立人は持参した文書を提示しながら、〇〇寺に対する指導が進んでいないとして、「いつまでに違反が是正できるのかを文書で回答せよ」と申し立てた。

職員は、〇〇寺の自然公園法違反に関して異議申立人は第三者の立場であること、また、この違反の情報は個人情報であり、原則として窓口で回答できないことから、これまでの〇〇寺に対する文書指導をはじめ、関係者と協議中であることを説明したが申立人は納得しなかった。さらには、是正指導が進まないのは、職務怠慢であるとの言動も含めて、申立人は1時間以上にわたり文書で回答することを執拗に迫った。

これに対して職員は、やむなく申立人の文書の余白に「当課の考え」として、文書の原本に違反に対して引き続き指導を行っていく旨を記し、日付と氏名を記述した上で、その場で申立人に返却し持ち帰らせたものである。

以上のことから、申立人が持参した文書は、その場で申立人に返却したことから、当課に文書が存在しないとする不開示決定は妥当である。

3 文書管理規程の規定について

異議申立人が持参した文書に職員が「自然環境保全課の考え」を記載していることから、文書を受領したことになるが、原本を返しており、收受はしていない。

本来ならば、一旦受領して、この内容については、回答できないと公文書で回答すべきであったが、今回の取扱いは、滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号。以下「文書管理規程」という。）上は、適切な取扱いではなかったことは事実である。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件保有個人情報に記載された本件請求対象公文書である申立書については、收受しておらず、申立書に対する回答の公文書も作成していない。そのため、請求のあった公文書は存在しないことを理由に本県不開示決定を行っている。

これに対し異議申立人は、本件不開示決定の取消しを求めているので、本件請求対象公文書の不存在を理由とする本件不開示決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件請求対象公文書の存否について

(1) 異議申立人の主張および実施機関の説明

平成○年○月○日に県庁で異議申立人と実施機関の職員との間でのやり取りの中で、対象公文書がどのように取り扱われたのかについては、異議申立人は「自然環境保全課の考え」なる記載をしていることなどから対象公文書は存在すると主張し、実施機関は、本来、受領すべき文書でなく返付すべき文書であるが、異議申出人の執拗な要請に基づき、やむなく職員が「自然環境保全課の考え」を記載し原本を返付したことから、対象公文書は收受または起案しておらず存在しないと説明し、双方の見解が真っ向から対立している。

以上のことから、当審議会としては、対象公文書の存否について、異議申立人の主張および実施機関の説明のみでは、直ちに判断することができない。

(2) 職権による調査

上記(1)のとおり異議申立人の主張および実施機関の説明からは、対象公文書の存否について判断できないため、当審議会として、次のとおり職権により調査を行った。

ア 総合事務支援システムでの処理状況

条例第13条第1項の開示請求の対象となる保有個人情報は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものに限るとされている。

今回の開示請求の対象文書である申立書は、その文書の性質から判断すると文書管理規程別表第3に定める保存期間が1年未満のものには該当せず、それに対する回答の起案をしない場合は文書管理規程第19条第4項の規定により総合事務支援システムで收受の処理を行う必要がある。また、開示請求の対象文書である回答書を公文書として作成する場合は、文書管理規程第21条第1項の規定により総合事務支援システムで起案の処理を行うこととなる。

そこで、総合事務支援システムにより收受または起案されている案件のうち、実施機関である自然環境保全課の平成○年○月○日以降の処理状況に関するデー

タを、総合事務システムの所管部局でもある当審議会の事務局に提出させ、開示請求の対象となっている申立書および回答書に関する記録の有無について、審議会において職権により調査したところ、開示請求の対象となっている申立書の收受の処理をした形跡や回答書を作成するために起案の処理をした形跡は確認できなかった。

イ 申立書および回答書の写しの存否

さらに、総合事務支援システムでの申立書の收受の処理や回答書を作成するために起案の処理がなされていない状態でも、開示請求の対象となっている文書の写しを実施機関が組織的に利用するものとして保有していれば、それは公文書となり開示請求の対象となることから、写しの存否についても調査審議した。

しかしながら、対象公文書の写しが存在するかどうかについて、当審議会としては、存在すると認定するに足るだけの心証を得るには至らなかった。

(3) 対象公文書存否の判断

異議申立人の主張、実施機関の説明からは、対象公文書の存否が必ずしも明らかではないので、上記(2)のとおり職権による調査を実施したが、条例の開示請求対象となる個人情報記録された公文書が存在するとは認めることはできなかった。

4 非開示決定の妥当性について

上記3に述べたように、開示請求に係る個人情報記録されている対象公文書の存否を明確には判断できなかったが、当審議会の職権による調査結果等を踏まえれば、開示請求に係る保有個人情報を保有しているとは認定できず、少なくとも結論として、条例第19条第2項により不開示決定されたことは妥当である。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

実施機関の説明では、本件開示請求の対象となった文書は、異議申立人が実施機関に持参し、長時間にわたり実施機関の職員と話し合いをし、最終的には、実施機関の職員が一旦受領し、文書管理規程の所要の手続きを経ずして、「自然環境保全課の考え」なるメモを記載して、異議申立人に返付し、その文書の写しも実施機関は保有していないというものである。

当審議会の職権により調査したところ、総合事務支援システムにおける收受または起案の記録がないことや対象公文書の写しの存在が認定できないことから、実施機関の主張を否定できないものではあるが、仮にそのような事務処理が行われたのであれば、

それは、不適切な事務処理であり、実施機関においては、今後、関係規定に基づき、慎重かつ適切な公文書の事務処理に努められるよう求める。

第8 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成25年2月8日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年3月11日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年4月2日	・実施機関の理由説明書に対し、異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成25年6月10日 (第74回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成25年7月22日 (第75回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・実施機関から保有個人情報不開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成25年9月2日 (第76回審議会)	・諮問案件の審議、答申案の審議を行った。
平成25年9月30日 (第77回審議会)	・答申案の審議を行った。
平成25年12月17日 (第78回審議会)	・答申を確定した。